

JASSO 受給におけるチェックリスト

学籍番号

氏名

本プログラム参加学生対象の JASSO「海外留学支援制度（協定派遣）」奨学金を受給する場合は、下記 JASSO 候補者の資格要件を満たしているか確認してください。

- (1) **日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）**
※日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。
※多重国籍者においても (1) を満たす者は対象となります。
- (2) 学生交流に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
※派遣先大学等が受入を許可しても、日本に留学中の外国人留学生は本制度の対象となりません。
- (3) 「経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認められる者
- (4) 派遣プログラム参加にあたり、**必要な査証を確実に取得し得る者**
- (5) 派遣プログラム終了後、**在籍大学に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者、又は卒業する者**
※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
※プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。プログラム途中で学部課程を卒業し、引き続き大学院に入学する者も要件を満たしません。
- (6) 在籍大学における選考時の**前年度の成績評価係数が 2.30 以上（3.00 満点）**である者
- (7) JASSO「海外留学支援制度（協定派遣）」奨学金以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

<奨学金の併給について>

※JASSO が実施する「第 1 種・第 2 種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。

※JASSO が実施する「国内の給付奨学金」、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」との併給は認められません。

※在籍大学等や他の団体から、留学に関係なく支給される奨学金は、金額によらず併給可能です。

ただし、当該支給団体側が併給を認めない場合があるので、注意してください。

JASSO 以外に派遣プログラム参加の為の奨学金等に申し込んでいる、または申し込む予定がある場合は CAMPUS-Asia6 事務局まで詳細についてご相談下さい。

該当する場合は、奨学金の名前を記入
